

一般社団法人 大学監査協会
平成26年3月10日制定

大学法人のディスクロージャー
－その目的と体系化－

【骨 子】

1. 大学法人のディスクロージャーの拡充と、それが内包する問題と課題を提示する。
 - (1) 大学法人のディスクロージャーがなぜ法的規制によって拡充されるのかを明らかにする。また法的規制上のギャップによる問題と課題を提示する。
 - ① エイジェンシー理論とアカウントビリティ論に依拠して法的規制を意味づける。
 - ② 法的規制のギャップによる問題と課題
 - ・ 広い意味での「公益法人」の観点からする大学法人間の規制上のギャップ
 - ・ 「学校法人会計基準」に対する法令上のギャップ
 - ・ 私立大学における監事監査と会計監査人監査との連携上のギャップ
 - (2) 拡充されてきたディスクロージャーがウェブ開示の開示スタイルを多様化し、情報利用者には使い勝手のよくない状況が生じている。これが「統合報告」の提言に結びつく。
2. 大学法人の多様化しつつあるディスクロージャーに対して、「統合報告」の必要性を提言し、統合報告モデル試案を提示する。
 - (1) 国際統合報告評議会の「国際統合報告フレームワークの公開草案」（2013年4月）のディスクロージャー・フレームワークの考え方を紹介する。
 - (2) このディスクロージャー・フレームワークを参考にして、事業報告とは異なる大学法人の「統合報告」の必要性を明らかにし、「統合報告」のモデル試案を提示する。

【概 要】

一般社団法人 大学監査協会において、2013年度会計・財務委員会の検討課題の1つとして「大学法人のディスクロージャー」が掲げられたので、かかる課題についてディスクロージャーの目的と体系化を行うという視点から検討を進めた。本報告書はその検討結果である。本報告書は大きく2つの内容に分かれているので、実質的には2部構成をとっている。

第1部（目次の2から6）に相当する部分は、大学法人のディスクロージャーの目的を検討し、それに基づいて大学法人のディスクロージャーの現状と課題を、主として制度論の立場から論じている。ディスクロージャーの目的として、エイジェンシー理論に依拠して「情報の非対称性の解消」を挙げる立場と、アカウントビリティ論に依拠して「説明責任の履行」を挙げる立場がある。それぞれの立場を検討した後に、適用可能性の観点から説明責任の履行を目的とする大学法人のディスクロージャーを取り上げ、それを法的規制の側面（法的ディスクロージャー）と自主的側面（自主的ディスクロージャー）の両面から現状を明らかにし、そこに見られる3つの制度上の問題と課題を提示した。すなわち、それは(1)広い意味での「公益法人」の観点からする大学法人間の規制上のギャップ、(2)「学校法人会計基準」に対する法令上のギャップ、及び(3)私立大学における監事監査と会計監査人監査との連携上のギャップである。またウェブ開示における開示スタイルの多様化による問題と課題が提示される。

第2部（目次の7から8）に相当する部分は、ウェブ開示における開示スタイルに対する問題意識を持ちつつ、国際統合報告評議会の「国際統合報告フレームワークの公開草案」（2013年4月）のディスクロージャー・フレームワークの考え方を紹介し、大学法人のディスクロージャーへの「統合報告」導入の必要性を明らかにし、その上で「統合報告」のモデル試案を提示している。

【目 次】

1. はじめに	-----	1
2. 大学法人のディスクロージャーの基本的考え方	-----	2
(1) 大学教育市場の変化		
(2) 契約理論的経済学(エイジェンシー理論)によるディスクロージャーの意義		
(3) 説明責任論(アカウンタビリティ論)によるディスクロージャーの意義		
(4) 大学法人のディスクロージャーに対する説明理論		
3. 大学法人のディスクロージャー規制の必要性	-----	6
4. 大学法人の法的ディスクロージャーの現状	-----	7
(1) 学校教育法上の法的ディスクロージャー		
(2) 国立大学法人法・私立学校法等上の法的ディスクロージャー		
5. 大学法人の法的ディスクロージャーと自主的ディスクロージャー	-----	9
6. 大学法人のディスクロージャーの問題と課題	-----	10
(1) 広い意味での「公益法人」としての大学法人のディスクロージャー		
(2) 財務情報と会計基準		
(3) 大学情報の信頼性と監査		
(4) ウェブ開示と開示スタイル		
7. 「統合報告」に向けたディスクロージャー・フレームワーク	-----	16
8. 大学法人における「統合報告」の必要性和モデル試案	-----	19
(1) 大学法人における事業報告書と「統合報告」		
(2) 大学法人における統合報告モデル試案		
9. おわりに	-----	22

1. はじめに

一般社団法人 大学監査協会において、2013 年度会計・財務委員会の検討課題の 1 つとして「大学法人のディスクロージャー」が掲げられたので、かかる課題についてディスクロージャーの目的と体系化を行うという視点から検討を進めた。本報告書はその検討結果である。

近年の学校教育法及び私立学校法の改正によって、大学法人のディスクロージャー^(注1)が拡充されてきている。ここに大学法人は、国立大学法人法に基づく国立大学法人、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人及び私立学校法に基づく学校法人(私立大学)を総称している。

大学法人に関する情報は多種多様であるが、これらの大学情報は近年、法令等に強制されなくても多くの大学法人によって自主的・主体的にウェブ上で開示または公開されるようになってきている。このようなディスクロージャーを「自主的ディスクロージャー」ということにする。これとは別に、近年、学校教育法及び私立学校法等によって大学情報の一部を強制的に開示または公開することが求められるようになった。このようなディスクロージャーを「法的ディスクロージャー」ということにする。

大学法人に対する法的ディスクロージャーによって、大学法人の経営・財務情報及び教育研究情報の開示または公開が質・量ともに拡充され、また自主的ディスクロージャーによって、ウェブ上において開示または公開される情報が多様になってきている。かかる大学法人のディスクロージャーの改善状況は目を見張るものがある。

ところで、大学法人のディスクロージャーがなぜ必要かについて、その拠り所として「情報の非対称性の解消」を挙げる見解がある一方で、「説明責任の履行」を挙げる見解がある。これらの見解は依拠する概念が異なっても論理として同じことを主張しているのか、あるいは結論は結果的に同じであっても論理が異なっているから、それぞれを区別して考えなければならないのかが明確ではない。この点を検討するためにまず、大学法人に対してディスクロージャーを要請する基本的な考え方を伝統的なアプローチの下で整理することにする。この上で、大学法人に対する法的ディスクロージャーの必要性と、法的ディスクロージャーの目的とその体系を検討する。続いて、自主的ディスクロージャーの現状を検討し、法的ディスクロージャーと自主的ディスクロージャーを含む、大学法人のディスクロージャーの現状を明らかにし、かかる大学法人のディスクロージャーの現状に対する問題及び課題を提示する。これらの検討が本報告書のいわば第 1 部を構成する。

大学法人のディスクロージャーの改善状況は目を見張るものがあるが、それは、一方において新たな問題を潜在させている。すなわち、それは、経営・財務情報及び教育研究情報その他の大学情報が形の上では一つの報告書にまとめられて開示または公開されることがあっても、内容的にはそれぞれ独立して開示または公開されていて、開示または公開される各種の情報が一定のコンセプトの下に有機的に全体的に関係づけられていない、という問題である。

最近では、企業界で新たなディスクロージャーとして「統合報告」が脚光を浴びている。かかる統合報告の考え方は、大学法人のディスクロージャーの中に潜在している新たな問題を考える上で参考になるものである。したがって、本報告書のいわば第 2 部として、「統合報告」におけるディスクロージャー・フレームワークを参考にした大学法人のディスクロージャー・フレームワークを検討することにする。その上で、事業報告書とは全く異なる「統合報告」の必要性を明らかにし、

大学法人における一つの統合報告モデルを試案として提示することにする。

(注 1) ディスクロージャーという語は「情報公開」または「情報開示」と訳され、これら訳語は論者によって区別されて使われたり、あるいは同義語として使用されたりする。ここではこのような語用上の混乱を避けるために「ディスクロージャー」と表記するが、述語としては「開示または公開する」と表記することとする。

2. 大学法人のディスクロージャーの基本的考え方

(1) 大学教育市場の変化

ディスクロージャーがなぜ必要かに関する基本的な考え方には、いくつかのものがある。ここでは代表的な2つの考え方、すなわち契約理論的経済学(エイジェンシー理論)及び説明責任論(アカウンタビリティ論)によるディスクロージャーの考え方を取り上げる。このようなディスクロージャーの考え方を検討するに先立って、経済学的観点からは一つの市場として捉えられる大学教育市場における近年の変化を指摘しておくことが有益であると考えられる。

大学教育市場の変化の1つは、サプライ・サイド(大学法人)からデマンド・サイド(志願者等)へと市場そのものが大きくシフトしてきているということである。第2次ベビーブーマーの18歳人口は1992(平成4)年にピークを迎え、その後、それは減少の一途をたどっている。他方で、国立大学は統合によって減少したものの、公立大学及び私立大学は増加し、その中でも、短期大学の4年制化等により私立大学の増加が顕著である。これらの結果、大学全入時代が到来し大学間格差が広がりがつつある。すなわち、大学教育市場は売手市場から買手市場へと変化し、大学は「学生を選ぶ立場」から「学生に選ばれる立場」へと変化してきている。

もう1つの変化は大学教育市場のグローバル化である。従来より海外からの優秀な留学生の受入れや海外への留学生の派遣等が行われてきたことからすれば、大学教育市場はもともとグローバルな側面をもっている。しかし、デマンド・サイドの多様化もその一因になっていると考えられるが、近年ではグローバル化が一層求められるようになった。このような大学教育市場の変化は、デマンド・サイドのニーズを積極的に取り入れない限り、大学法人の存続そのものを危うくする時代が到来したことを告げている。

(2) 契約理論的経済学(エイジェンシー理論)によるディスクロージャーの意義

契約理論的経済学(以下「エイジェンシー理論」という)では、ある人が自分の業務を他人に遂行してもらおうべく契約関係にある状況(これを「エイジェンシー関係にある」という)を前提にしている。ここに「ある人」はプリンシパル、「他人」はエイジェントという。ある人がプリンシパルになった時点から、プリンシパルとエイジェントの間には情報の非対称性があるために、エイジェントの業務遂行能力や徳性に不信を持ち始める。事実、エイジェントは業務情報の作成や伝達について自身が有利な立場にあることから、プリンシパルの利害ではなくエイジェント自身の利害を極大化するよう行動することがありうる(この現象を「モラル・ハザード」という)。

このため、プリンシパルにはエイジェントの利己的行動を抑止するために監視するコスト(モニタリング・コスト)が発生する。他方では、エイジェントには地位や報酬の保全のために、自らの業務遂

行能力や徳性の潔白さを保証するコスト(ボンディング・コスト)が発生する。これらのコストを全体としてエイジェンシー・コストと呼ぶ。このようなエイジェンシー・コストを最小にするためには、情報の非対称性が解消できうるようなディスクロージャーがエイジェントからプリンシパルに対して制度的に行われるような仕組みがあればよい。エイジェンシー理論において、ディスクロージャーが不可欠な要素とされる所以である。

このような考え方を大学法人のディスクロージャーに適用するならば、学生や学費負担者がプリンシパルであり、大学法人(厳密には、エイジェントは法人を代表する理事であるが、ここでは便宜的に「大学法人」という)がエイジェントとなる。これら両者の間には、良質の教育サービスを授受する契約が大量かつ画一的に締結されていることが想定される。大学法人から学生または学費負担者に対する、大学情報のディスクロージャーは情報の非対称性を解消しエイジェンシー・コストを最小化するための仕組みであるといえることができる。

良質の教育サービスを国民に提供する目的から、国民の税金が補助金等の形で大学法人に充当されることがあることからすれば、プリンシパルの範囲は抽象度は高まるものの、国民一般にまで拡張することが可能であり、大学法人のディスクロージャーは国民一般に対しても必要となる。

大学法人から開示または公開されるべき情報としては、①良質の教育サービスを提供しうるようなハード(施設・設備等)及びソフト(教員組織や教育の質等)の双方の運用が十分に行われているかどうかに関する教育研究情報、また②良質の教育サービスの提供の持続可能性を評価しうる経営・財務情報等を挙げることができる。すなわち、エイジェンシー理論に依拠するならば、大学法人に関する全体的かつ詳細な大学情報のディスクロージャーが求められることになる。

(3)説明責任論(アカウンタビリティ論)によるディスクロージャーの意義

アカウンタビリティは元々、会計分野で使われてきた専門語であり、それは「会計責任」と訳されてきた。しかし現在では、アカウンタビリティという語は会計責任の意味範囲を超えて、広範囲にしかも一般的に「説明責任」という意味で使用されてきている。

説明責任論(アカウンタビリティ論)には多様な見解があるが、説明責任論は基本的には、委託者と受託者との委任関係を前提にして展開される。委任関係の原型は法的な契約に基づく委任にあるが、現在では法的な委任関係が存在しなくても、社会システムの中で委任関係が推定されるならば、その場合にもアカウンタビリティが問題とされる。したがって、説明責任という意味のアカウンタビリティは社会システムの中の至る所で取り上げられることになる。これが、多様な説明責任論が展開される要因であろう。

法的には、当事者の一方(委託者)が一定の行為(法律行為や経済行為等)をすることを相手方に委託し、当該相手方(受託者)がこれを承諾することによって委任関係が成立する。この場合、委託者は一定の行為を行う権限と責任を受託者に委譲・賦課(チャージ)し、これによって受託者は当該行為を遂行する責任(受託責任)を負い、しかも善良なる管理者の注意を払って当該行為を委託者のために遂行しなければならない(これを「善管注意義務」という)。また受託者は、委託者の要請があれば、受託責任の履行状況を報告し、行為遂行後は受託責任の履行の経過と結果を委託者に報告し、受託責任の解除(ディスチャージ)を委託者に仰ぐことになる。このように受託者は委託者に対して「報告責任」を負

うが、このような報告では、受託責任の履行の状況や、その経過と結果を、会計報告を含めて「説明」（場合によっては「釈明」）することが求められるので、このような報告責任は「説明責任」（アカウンタビリティ）といわれている。すなわち、委任関係では、受託者が説明責任を果たすために、受託者から委託者に対するディスクロージャーが必然的に組み込まれている。

このような考え方を大学法人ディスクロージャーに適用することにする。入学者である学生は、契約により良質の教育サービスの提供を受けることを大学法人に委託した直接の当事者であり、当該教育サービスの受益者でもある。このため、受託者である大学法人は委託者たる学生に対して良質の教育サービスを提供すべき受託責任を負い、かかる受託責任の履行状況等を報告し、説明する責任（アカウンタビリティ）が生じる。このような委任関係からは、学生に対する説明情報として、良質な教育サービスが提供されているかどうかを判断しうる、ソフトとハードの両面にわたる教育研究情報が提供されるべきであり、また良質の教育サービスを継続して提供可能かどうかを判断しうる経営・財務情報も提供されるべきである。委任関係に基づく説明責任論の下では、大学法人は学生に対して第一義的に説明責任を負うことになるので、学生に対するディスクロージャーは不可欠である。

学費負担者が学生自身であれば説明責任の所在は明らかであるが、学費負担者が学生自身ではなくその保護者等であった場合、大学法人の説明責任は学費負担者である保護者等にまで及ぶことになるか。学費負担者である保護者等は教育サービスの直接の受益者ではないものの、保護者等はその学生に良質の教育サービスを受けさせるために、その者に代わって学費を負担する訳であるから、保護者等は教育サービスの間接の受益者として学生と一体のものとして考えることができる。したがって、大学法人の説明責任は学費負担者である保護者等にも及ぶというべきであり、学生に提供すべき情報と同じ情報を学費負担者である保護者に対しても提供すべきである。

大学法人が良質の高等教育サービスを国民に提供することは、経済・産業・文化等のあらゆる社会基盤を維持・進展等させる上で必須のものであるから、この点で、大学法人は公益を目的とした活動を担う組織体である。このために、各種の優遇税制を受け、また補助金や運営費交付金等を受けることができる。これら補助金・運営費交付金等の公費や優遇税制は、直接的または間接的に国民の税金が原資となっている。したがって、直接的な委任関係がないとしても広い意味では、国民は納税を通じて大学法人に資金を提供して、良質の教育サービスを国民に提供することを委託している委託者とみることができる。このように捉えれば、大学法人は国民に対して資金の使途等に関して説明責任を負っていることになり、資金の使途等に関する教育研究情報や経営・財務情報を国民一般に開示または公開することが必要になる。

ここに挙げた学生、学費負担者である保護者等、納税者である国民は、大学法人との委任関係では直接的かあるいは間接的かの違いがあるものの、大学法人と利害関係を有しているので、これらの者は大学法人の利害関係者（ステークホルダー）ということができる。このことから、説明責任論の下では、大学法人はステークホルダーに対して説明責任を負い、ステークホルダーへのディスクロージャーが求められることになる^(注2)。

（注2） 「志願者」は潜在的な学生ではあるものの、間接的な委任関係を大学法人との間で想定することが難しく、

この点で利害関係者とみなしえない。しかし、志願者が社会人であれば、納税義務者として国民に含めて利害関係者とする。

(4) 大学法人のディスクロージャーに対する説明理論

エイジェンシー理論と説明責任論に依拠して大学法人のディスクロージャーの意義を明らかにしてきた。大学法人のディスクロージャーについては、これまでエイジェンシー理論と説明責任論のいずれかまたは両者に依拠して論じられることが多かったように思われる。大学法人のディスクロージャーを論じるとき、本来であれば、エイジェンシー理論と説明責任論のそれぞれの理論の出自の違いや論理の違いを認識した上で、自らの主張を根拠づける理論として利用すべきである。エイジェンシー理論と説明責任論のいずれが説明理論として優れているかは直ちに判断しえないが、それでもディスクロージャーについて、次のように考えることができる。

エイジェンシー理論によれば、プリンシパルとエイジェントとの契約関係を前提にして、両者の情報の非対称性を解消するために、エイジェントからプリンシパルへのディスクロージャーを制度化することがエイジェンシー・コストを最小にすることになるとされる。この場合、情報の非対称性を解消すべき情報は、エイジェントが行った業務情報のすべてとなるが、エイジェントが具体的にその情報を、いつ、どのような方法でプリンシパルに対して提供すべきかは、それらを契約に織り込むか、あるいは別にルールを設定して制度化することが必要になる。

これに対して、説明責任論によれば、委託者と受託者との委任関係を前提にして、受託者は賦課された受託責任の履行状況または履行結果を、委託者に対して報告・説明し受託責任の解除を求めることが必要になる。この場合、受託者が受託責任解除のために委託者に提供すべき情報は受託者の業務情報のすべてとなる。受託者は当該業務情報を、委託者が要請した時点及び受託行為の履行終了時点で委託者に提供しなければならないものの、どのような方法で委託者に当該業務情報を提供すべきかは、エイジェンシー理論に依拠した場合と同様に、契約に織り込むかあるいは別にルールを設定して制度化することが必要になる。

このように、エイジェンシー理論と説明責任論とで情報提供方法について同様の帰結がえられるのは、いずれの理論も契約を前提にして論理が組み立てられているからである。しかし、説明責任論によれば、受託者によって提供された情報が受託責任解除にあたって十分でないとき委託者が判断したとき、委託者は受託業務の履行状況及び履行結果に関してさらに説明する責任を追及できるので、この点で、エイジェンシー理論の場合とは異なる。これに端的に表れているように、説明責任論はもともと法的責任に基づいて展開されているので、受託者の説明責任を法的責任の一つとして、さらにはその延長線上に位置づけることができる。この結果、受託者はディスクロージャーを当然果たすべき責任として認識することになるので、ディスクロージャーの意義が認識されやすくなる。換言すれば、委任関係における委託者の範囲を拡大することができれば、説明責任は私的な説明責任から社会的・公共的な説明責任にまで拡張することができ、それによって説明責任論に基づくディスクロージャーの意義を一貫して説明することができるようになる。

それ故に、大学法人のディスクロージャーについて、ここでは説明責任論に依拠して検討することとする。受託者が受託業務に関する情報を、いつ、どのような方法で委託者に提供すべきかに関

係して、大学法人のディスクロージャー規制の必要性及びディスクロージャーの現状について、次に検討することにする。

3. 大学法人のディスクロージャー規制の必要性

委任関係を直接的な法的関係から間接的な社会的関係にまで広く拡張して説明責任論を捉えるならば、大学法人は学生、学費負担者である保護者等、さらには納税者である国民一般からなる利害関係者(ステークホルダー)に対して、説明責任を果たすために大学情報を開示または公開することが求められる。ここに開示または公開すべき大学情報としては、教育研究情報及び経営・財務情報が考えられる。

大学法人による大学情報のディスクロージャーは、自由経済社会を前提にすれば、本来、個々の大学法人がそれぞれの利害関係者との委任関係に基づいて、受託責任の履行状況やその結果を明示する情報を提供して説明責任を果たす形で行われるはずのものである。すなわち、個々の大学法人が説明責任を果たしうる情報内容、情報提供方法及び情報提供時期等を個別に判断して、大学情報が利害関係者に対して開示または公開されればよい。しかし、この場合、大学法人によって提供される大学情報は不統一なため多種多様とならざるをえず、また大学情報の不統一性・多種多様性故に恣意性のある情報が提供される可能性が高まり、その結果、利害関係者の意思決定を誤導することにもなりかねない。また、提供される大学情報の多様性は大学法人間の比較評価を不可能にし、信頼性が十分に担保されない情報の提供が起こりうる。大学法人のディスクロージャーについて、法令等によるディスクロージャーの制度化(規制)が要請される所以である。

大学法人だけでなく企業も含めた組織体のディスクロージャーについて一般的にいえることは、規制のないディスクロージャーの場合には、その組織体にとってグッドな情報は積極的に開示・公開されるものの、他方、バッドな情報は消極的に開示・公開されるにすぎないか、あるいは隠蔽されることがあるということである。大学法人によっては、例えば入学者数・退学者数・卒業生数及び進路状況等の学生情報、経営状況や財産状況などを示す経営・財務情報はバッドな情報として開示または公開を行わないことも起こりうる。このような恣意的なディスクロージャーでは、比較可能な大学情報が開示・公開されないばかりでなく、アンフェアな大学情報が蔓延し、大学法人そのものへの社会の不信を招くことになる。したがって、大学法人の健全性を高め社会的な信頼に応えていくためには、法令等による強制的なディスクロージャー制度の構築が要請されることになる。

これらを勘案すれば、法令等に基づく強制的なディスクロージャーは、信頼性及び比較可能性のある大学情報を利害関係者に対して開示または公開させることによって、大学法人が利害関係者に対して説明責任を果たし、その結果、大学法人の透明性や健全性を高め社会的な信頼に応えることを目的にしていることが理解できる。信頼性と比較可能性を担保した大学情報の開示・公開によって引き起こされる利害関係者の想定される反応は、大学法人にフィードバックされ、教育研究活動や経営・財務活動の改善に貢献するはずであり、ひいては大学法人全体の教育研究及び経営の質を向上させるはずである。

4. 大学法人の法的ディスクロージャーの現状

(1) 学校教育法上の法的ディスクロージャー

大学法人のディスクロージャーとしてまず挙げるべきは、学校教育法に基づくディスクロージャーであろう。大学法人は、学校教育法に定める学校であり、高度な教育研究活動が求められる。学校教育法関連諸法令では、近年、教育研究情報のディスクロージャーに関する規定が盛り込まれ、それは以下にみるように徐々に拡充されてきている。

学校教育法は、制定当時、ディスクロージャーに関する規定を設けていない。省令である大学設置基準が1999(平成11)年に改正され、教育研究活動等の状況について刊行物への掲載等によって広く周知を図るべく、積極的に情報を提供することが求められた。その後、2002(平成14)年には、学校教育法が改正され、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に関する、自己点検・評価結果を公表することが義務づけられた。

2006(平成18)年には、教育基本法が約60年振りに改正され大学に関する条文が新設され、知識基盤社会における大学の役割の重要性や、自主性・自律性などの大学の特性が尊重されるべきことが規定された。教育基本法の改正にあたかも平仄を合わせるように、学校教育法が2007(平成19)年に改正され、特に教育研究活動の状況の公表が義務づけられ、併せて大学設置基準の改正が行われて、教育研究上の目的の公表が求められ、また、授業に係わる方法・内容・計画・成績評価基準のほか、卒業認定基準を学生に対して明示することが求められた。さらに、2010(平成22)年に学校教育法施行規則が改正され、次に掲げる9項目に及ぶ具体的な教育研究情報の公開が求められている。すなわち、

①大学の教育研究上の目的、②教育研究上の基本組織、③教育組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績、④入学者の受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学生の数、卒業等の数並びに進学者及び就職者数その他進学及び就職等の状況、⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画、⑥学修成果に係る評価及び卒業等の認定基準、⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境、⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用、及び⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援。

これら諸規定の整備の経過にみるように、学校教育法上の法的ディスクロージャーは教育研究情報を中心であり、またかかる教育研究情報の提供は大学法人のすべてに求められている。

(2) 国立大学法人法・私立学校法等上の法的ディスクロージャー

2003(平成15)年に国立大学法人法及び地方独立行政法人法が制定され、それら施行関連法令も整備され、国立大学法人及び公立大学法人に対して経営情報だけでなく財務情報も公開することが義務づけられた。一方、私立学校法に基づく学校法人(私立大学)については、2004(平成16)年に私立学校法が改正されて、理事会及び監事に係るガバナンス制度の抜本的改正が行われただけでなく、経営の透明性を確保するために、事業報告書の作成を義務づけ、財務情報を利害関係人の閲覧に供することが義務づけられた。

これらの法令等にみるように、国立大学法人法、地方独立行政法人法及び私立学校法上の法的ディスクロージャーは、経営情報及び財務情報の開示または公開を中心としている。これについて、国立大学法人及び公立大学法人の場合には、経営情報の一部と財務諸表を中心とした財務情報が国

民一般に開示・公開されているが、学校法人(私立大学)の場合には、事業報告書による経営情報及び財務諸表(計算書類)等の財務情報は、特定の利害関係者(在学者・その保護者・被雇用者・債権者)に対してのみ閲覧に供せられ、国民一般に公開することまでは、法律上、明文化されているわけではない。

以上のように、学校教育法及び国立大学法人法・地方独立行政法人法・私立学校法に基づく法令上の法的ディスクロージャーは、教育研究情報及び経営・財務情報の両面からの大学情報の開示または公開を求めるものである。また、法的ディスクロージャーは近年において急速に拡充されてきたものであり、これは、社会の要請に応えるかのように、説明責任論を大学法人について適用し、大学法人に対して説明責任の自覚を強く促してきたように考えられる。

5. 大学法人の法的ディスクロージャーと自主的ディスクロージャー

大学法人によるインターネットを利用した大学情報の開示または公開は、近年急速に普及してきた。私立学校法に基づく学校法人(私立大学)の場合、2004(平成16)年の私立学校法改正では、事業報告書の作成が義務づけられ、事業報告書による経営情報のみならず、計算書類等の財務情報を利害関係人の閲覧に供することが義務づけられた。このような規定は最低限の内容を定めたものである。このように規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば学内広報やインターネット等の活用など、より積極的な対応が期待される」(「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」平成16年7月23日16文科高第305号)とされた。これによって、多くの学校法人(私立大学)は経営・財務情報をウェブ・サイトにおいて開示または公開するようになった。

一方では、2010(平成22)年の学校教育法施行規則の改正によって、教育研究上の目的や基本組織をはじめとして9項目にわたる教育研究情報の公開が求められた。その際、このような教育研究情報の公表は「適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする」(第172条の2第3項)と定められた。これによって、大学法人は教育研究情報をウェブ・サイトにおいて開示または公開するようになった。

このような法令上の強制的なディスクロージャーは、インターネット上のホームページを使って開示または公開することが定着しつつある。ウェブ・サイトを提供手段とする法的ディスクロージャーは、安価かつ瞬時に広範囲に情報を提供しうるので、近年急速に普及したものである。インターネット上のホームページを使った大学情報の提供は法的ディスクロージャーに限られるわけではなく、強制されたものではない多様な大学情報が各大学法人のホームページにおいて自主的に開示または公開されている。このような自主的ディスクロージャーは今後、より多様化しより豊富になっていくものと予想される。現状の自主的ディスクロージャーとしては、例えば、大学法人の建学の精神や基本理念、将来構想や目標、沿革等の開示がみられる。

ウェブ・サイトによる大学情報の開示または公開は大学法人において常識化しつつあるといっても過言ではない。このような状況の下では、他の大学法人では一般的にホームページ上で開示・公開している大学情報の一部を開示・公開しない大学法人が存在するとき、例えばそれが一部の経営情報または財務情報であった場合、当該大学法人は経営上何らかの問題を抱えているのではないかと、という疑念を生み大学の評価に悪影響を与えるおそれがある。これは、情報を開示・公開しないことのリスク(非開示リスク)といえる。このようなリスク認識が大学法人の間で共有されること

になれば、それはディスクロージャーの推進だけでなく、説明責任を果たす上からも望ましい。

現在では、文部科学省のホームページを通じて容易にほとんどの大学の教育研究情報及び経営・財務情報を閲覧できるようになっている。これらの情報を単に個別の大学情報としておくのではなく、それらをデータベース化し比較可能にすることによって利用者の便宜を図ることが今後必要になると考えられるので、データベース化のメリットとデメリットを含めて、データベース化に向けた検討(例えば、大学ポートレート構想)をさらに行うべきである。

ウェブ・サイトを手段にした自主的ディスクロージャーの場合、提供される大学情報の質と量は大学法人によって異なるものの、それらの情報は、ウェブ・サイト上の法的ディスクロージャーによる大学情報を補完し大学法人の分析や評価に貢献している。このように自主的ディスクロージャーの役割が捉えられるとすれば、自主的ディスクロージャーは法的ディスクロージャーと相俟って、大学法人が説明責任を果たす上で貢献していることになる。換言すれば、大学法人における自主的ディスクロージャーは法的ディスクロージャーを補完する関係にある。

6. 大学法人のディスクロージャーの問題と課題

(1) 広い意味での「公益法人」としての大学法人のディスクロージャー

大学法人は学校教育法に定める学校の経営という公益を目的とする活動を行い、とりわけ高度な教育研究活動を行うことが要求される。このような公益的な教育研究活動は、国立大学法人法に基づく国立大学法人、地方独立行政法人法に基づく公立大学法人及び私立学校法に基づく学校法人(私立大学)における根拠法の違いに係わらず、等しく当てはまる。特に私立大学に係る根拠法である私立学校法は、公益に関する事業を行い、かつ営利を目的としないこと等を要件として公益法人としての法人化を認める民法(2008(平成20)年12月1日前の旧民法)第34条の「学術、技芸」に係る規定部分の特別法として1949(昭和24)年に成立したことから、私立学校法に基づく学校法人が設置する私立大学は旧民法上の公益法人と実質的に同じであり、公益的な教育研究機関として重要な一翼を担っている。すなわち、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人(私立大学)から成る大学法人は、広い意味での「公益法人」を構成すると考えることができる。

大学法人は、公益法人と同様に不特定かつ多数の者の利益のために非営利にして公益的活動を行っているので、公益法人について認められていると同様の各種の優遇税制措置を受け、また国等から補助金や運営費交付金等を受けることができる。大学法人が受けている優遇税制や補助金・運営費交付金等の公費は、国民の税金を原資としている。換言すれば、良質の高度な教育研究サービスを広く国民一般に提供できるように、納税者たる国民一般が大学法人に対して納税を通じて教育研究資金を提供し、その運用を大学法人に対して委託しているとみることができる。したがって、説明責任論の立場からは、大学法人は国民からの受託資金の運用の状況や顛末を国民一般に対して説明する責任が生じることになる。

公益法人の場合には、定款、社員名簿、事業計画書、計算書類等(事業報告、計算書類及びそれらの附属明細書)、役員報酬等支給基準等は広く国民に対して閲覧に供せられる^(注3)。またこれらの資料等は行政庁に提出されるので、行政庁において閲覧・謄写を行うこともできる。このように公益法人の場合には、経営情報及び財務情報が国民一般に開示または公開されている。公益法人のディスク

ロージャーと関係させて大学法人のディスクロージャーを考えるならば、次のようになる。

大学法人のうち国立大学法人及び公立大学法人の場合には、公益法人とほぼ同様の情報が国民一般に開示または公開されている。提供される大学情報としては、例えば、中期計画及び年度計画、財務諸表、事業報告書、決算報告書及び役員の報酬等の支給基準等がある。これに対して、私立学校法に基づく学校法人(私立大学)の場合には、国立大学法人及び公立大学法人において開示または公開される情報よりも狭い範囲の大学情報が、特定範囲の利害関係者の閲覧に供されるにすぎず、広く国民一般に大学情報が開示または公開されるわけではない^(注4)。具体的には、学生やその保護者、教職員及び債権者という直接の利害関係者に対して、事業報告書、計算書類及び監事監査報告書が閲覧に供されるにすぎない。このように国公立大学法人と私立大学との間には、開示または公開される情報及び情報提供対象者の範囲について、法令上、ギャップが生じているという問題がある。したがって、大学法人のうちの私立大学が公益法人と同様に位置づけられるのであれば、閲覧の対象者を国民一般にまで拡大し、さらに国立大学法人及び公立大学法人と同等の大学情報が開示または公開されるよう法令上で義務づけるべきである^(注5)。

(注 3) 公益法人は、定時社員総会または定時評議員会終了後、遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。また負債額が 200 億円以上の大規模法人の場合には、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)を公告しなければならないことになっている。

(注 4) 私立学校法上、大学法人が開示すべき経営情報の中には、例えば、事業計画(中期目標や中期計画等)に係る情報は含まれていない。また閲覧に供すべき利害関係者は在学者、その保護者、被雇用者及び債権者に限られている。もっとも、「法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましい」とされている(平成 16 年 7 月 23 日 16 文科高第 304 号)。

(注 5) 多くの私立大学では、国立大学法人及び公立大学法人と同様の大学情報の開示または公開が、自主的開示の形でインターネット上で行われるようになってきた。これをもって国民一般に対する私立大学の大学情報の開示または公開を法令上義務づける必要はないという主張もありうる。しかし、このような自主的開示を行っていない私立大学が一部存在することは、情報開示としてはフェアでなく、また自主的ディスクロージャーと法的ディスクロージャーとは次元が異なるものといわなければならない。また私立大学の規模に応じて、大規模校と小規模校とでは開示または公開すべき情報に違い(広狭、多寡等)があってもよいのではないかという主張もありうる。公益法人の情報開示は公益性の観点から定められているが、これは公益法人の規模が公益性を規定するわけではないからである。この点を強調すれば、広い意味で公益法人といえる大学法人について、規模に応じた情報開示・公開を求めるのは論理一貫性がないといえるが、しかし他方では、公告に関して規模の違いを配慮した開示を求めているので、規模に応じたディスクロージャーの方法等について今後検討することが必要である。

(2) 財務情報と会計基準

国立大学法人の場合には、国立大学法人法施行規則に定める国立大学法人会計基準に従って財務諸表が作成され、公立大学法人の場合には、地方独立行政法人法施行規則に定める地方独立行政法

人会計基準に準拠して財務諸表が作成される。

これに対して、私立学校法に基づく学校法人(私立大学)の場合には、私立学校法施行規則において計算書類の作成は「一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従って行わなければならない」(第4条の4第1項)と定められているものの、私立学校法上の会計基準が特に設定されているわけではない。1971(昭和46)年に設定された学校法人会計基準は、私立学校振興助成法(以下「私学振興助成法」という)上の計算書類の作成基準という位置づけである。このために、学校法人会計基準に基づいて作成した計算書類を財務情報として閲覧に供するときには、当該計算書類の様式は補助金交付の観点からの表示区分であることを注記等によって示すことが求められている。

私立学校法上の学校法人が私学振興助成法による経常的経費についての補助金の交付を受けようとする場合、学校法人会計基準に準拠した計算書類を作成しなければならない。私学振興助成法の適用を受けようとする学校法人は、私立学校法上の学校法人の大部分をなしていることからすれば、かかる学校法人会計基準による計算書類作成実務は私立学校法上の学校法人の間で広く定着しているといえる。譬えていえば、現状では、特別法上の会計基準があたかも一般法上の会計基準であるかのように機能し、私学振興助成法上の学校法人会計基準は私立学校法上の「学校法人会計の基準」であるかのように国民一般は誤解する可能性がある。このような現状は、法令上において「ねじれ」が存在していること、したがってそこには、法令上の不整合性という問題があることを明示している。私学振興助成法上の学校法人会計基準の位置づけを再検討するなどして、学校法人会計基準を私立学校法上の「学校法人会計の基準」に格上げするような措置をとることが望ましい。

このように、学校法人会計基準については私立学校法上の位置づけに関する根本的な問題が依然として存在するが、1971(昭和46)年に学校法人会計基準が設定されて以来、大幅な改正が行われなかった学校法人会計基準は、2013(平成25)年4月に改正された。この改正では、会計処理の基準そのものには変化がないものの、計算書類等の内容を一般にわかりやすくし、かつ学校法人の財政と経営の状況を把握しやすくする修正が行われたとされている。例えば、資金収支計算書に附属する新たな表として「活動区分資金収支計算書」を設け、実質的にキャッシュ・フロー計算書の性格をそれに持たせようとした。また消費収支計算書に代えて「事業活動収支計算書」を設け、経常収支(さらに教育活動収支と教育活動外収支に細分)と特別収支に区分し、帰属収支差額に相当する「基本金組入前当年度収支差額」を示すようにして表示方法を工夫した。貸借対照表では、基本金と繰越収支差額を合わせて「純資産の部」を設けた。

このような計算書類等の体系は、会計基準の改正趣旨に述べられているように、それらを利用する利害関係者にとって理解しやすくなり、それによって学校法人の財政と経営の状況が把握しやすくなるとすれば、私立学校法に基づく学校法人(私立大学)の財務情報に関するディスクロージャーは改善し、それによって従来よりもより説明責任が果たせることになる。このように、財務情報に対する利害関係者の理解可能性が高まることが期待できるとすれば、なおのこと、私学振興助成法上の学校法人会計基準の位置づけを再検討し、学校法人会計基準を私立学校法上の「学校法人会計の基準」に格上げすべきである。改正された学校法人会計基準は2年間の移行期間を置き2015(平成27)年度より適用されるが、適用後の影響や効果等について検証が必要となろう。

(3) 大学情報の信頼性と監査

大学情報として開示または公開される教育研究情報及び経営・財務情報は信頼できるものでなければならないことは言を俟たない。信頼できない大学情報の開示または公開は利害関係者の意思決定を誤らせるばかりでなく、大学自らの社会的評価や信用を失墜させ、ひいては大きな社会問題を惹起することにもなりかねないからである。換言すれば、信頼性のある大学情報を利害関係者に対して開示または公開するならば、大学の信頼のみならず大学の社会的評価をも高めることになる。したがって、信頼性ある大学情報の開示または公開が、大学法人のディスクロージャーの有効性を左右するといっても過言ではない。

大学の業務及び活動を反映する大学情報の信頼性は、監査が十分に機能することによって担保される。大学法人にかかる監査には、法人の内部管理の一環としての内部監査(任意監査)、法令上求められる監事監査、及び一定の条件を満たす大学法人について法令上要求される会計監査人監査がある。

任意監査としての内部監査は法人内部に置かれた監査部門が担い、業務監査を行うが、このような内部監査部門が設置されている大学法人はそれ程多くない。内部監査部門が設置されている場合には、これが十分機能することによって大学情報の信頼性は、内部監査であるが故の限界はあるものの、一定程度担保される。これに対して、私立学校法上で要求されている監事による監査(監事監査)は、大学法人のガバナンスだけでなく、大学情報の信頼性担保においても重要な役割を果たす。法令上必置の監事による監査が、ともすれば形式に流れ実質的に十分機能していない状況も見られる。したがって、大学法人の業務監査及び会計監査を担う監事監査の重要性を十分に認識し、監事監査がより一層実効性を挙げうるような体制整備を進めることが必要である。また、内部監査が実施されている場合には、効率的にして効果的な監査を行うために、監事監査と内部監査は連携をとるべきである。

国立大学法人及び公立大学法人の場合には、会計監査について会計監査人(公認会計士または監査法人)による監査が義務づけられている。一方、私立学校法に基づく学校法人(私立大学)の場合には、監事監査は義務づけられているものの、会計監査人監査については、私立学校振興助成法による経常的経費についての補助金の交付を受ける学校法人(年間1千万円以上の補助金を受ける学校法人)のみが義務づけられているにすぎない。会計監査人監査は大学法人に対する外部監査であるので、かかる監査を受けた財務情報には高い信頼性が担保され、かかる財務情報のディスクロージャーは大学法人の社会的評価を高めることになる。また会計監査人による監査済財務情報のディスクロージャーは、信頼性の高い財務情報を提供することになるので、それによって一層の説明責任を果たすことにもなる。監事監査は私立学校法、会計監査人監査は私学振興助成法にそれぞれ依拠するものの、説明責任論の観点からすれば、監事監査と会計監査人監査との可能な連携等について検討が行われるべきであると考え(監査については次のものを参照。一般社団法人大学監査協会・大学監査委員会「大学監査の在り方と充実・強化に関する提言」平成25年)。

(4) ウェブ開示と開示スタイル

大学法人のディスクロージャーを法的ディスクロージャーと自主的ディスクロージャーとに分類して検討してきたが、かかる検討の過程で明らかになったことの1つは、法的ディスクロージャーであれ自主的ディスクロージャーであれ、ディスクロージャー媒体としてインターネット上のホームページが活用されているということである。

各大学法人ではディスクロージャー媒体として広報誌が広く活用されているものの、それは発行部数及び配布方法等において限界がある。これに対して、ディスクロージャー媒体としてのウェブ・サイトは、ネット環境にあれば誰であれ、いつでもアクセスして大学情報を居ながらにして入手できるので、結果的に国民一般に大学情報を開示または公開できることになる。このことによって、法的ディスクロージャーにおける制度的問題が解消されるわけではないが、先に指摘した「非開示リスク」が認識されるならば、ディスクロージャーに対する大学法人のインセンティブが高まることになろう。

このようなウェブ・サイトを活用したディスクロージャーは情報の加除が容易でまた費用対効果が高いので、法令上の要件を満たした上で、さらに大学独自の工夫をこらした大学情報を自主的ディスクロージャーとして発信することを可能にする。例えば、経営・財務情報についてその一部をグラフ化し、また一定期間の変化を比較対照できるようにグラフ化したり、さらに事項等に対してわかりやすい解説を付加したりすることができる。また、教育研究情報についてはビジュアル化し全体像を掴みやすくしたり、将来計画等と関連させて教育研究方針等を説明したりすることができる。

すでに明らかにしたように、大学法人の法的ディスクロージャーでは近年、経営・財務情報のほかに、殊に教育研究情報において拡充され、事業報告書の作成も求められるようになった。このような拡充された法的ディスクロージャーに、大学法人独自の自主的ディスクロージャーが加えられることによって、ウェブ・サイトにおける大学法人のディスクロージャーは一気に充実してきた。この結果、ウェブ上で開示または公開される大学情報は格段と豊富になった。このようなディスクロージャーの状況は情報を利用しようとするステークホルダーにとっては望ましいことである。

しかし、開示・公開される大学情報の豊富化は一方で、ウェブ上の大学情報の開示・公開スタイル等を多様化させ、その結果、開示・公開スタイル等は大学法人ごとで異なるような状況が生じている。例えば、ホームページ上の「大学紹介」や「大学案内」等は情報利用者がまず閲覧するものであろうが、それを構成する項目や情報内容は大学法人によって異なっているのが現状であり、また構成項目はグルーピングされているものの、グループ内の項目のそれぞれの情報は豊富すぎ、しかもそれら情報内容の関係づけも明確でなくわかりにくいのが現状である。また大学法人の自己点検・評価活動に関する情報も情報利用者にとって重要と考えられるが、これについて、自己点検・評価報告書の概要を要点を絞って説明する大学法人は少なく、大部の当該報告書を直接閲覧するようリンクが張られているだけのことが多い。これらの例は、大学法人のウェブ開示は一見すると情報利用者にフレンドリーのように映るが、実はそれ程フレンドリーではなく使い勝手もそれ程よくないということを示している。

このような開示・公開スタイルに対する情報利用者側からの批判や非難等は聞かないが、それは現状のディスクロージャーに情報利用者が満足しているからかどうかは明らかではない。むしろ豊

富すぎる情報を進んで理解し、それらを関係づけて読み解こうとする情報利用者はほとんど存在しないからではないかと思われる。このことが言えるのであれば、一つの大学法人の理解や分析すら難しいわけであるから、大学法人間の比較分析まで進めようとする情報利用者は研究者等を除いてほとんど存在しないであろう。

各大学法人のホームページに多種多様な大学情報を掲載していくことは、ディスクロージャーの観点から望ましいものの、多くの大学情報が独立的に掲載され、それら情報間の関係づけが不十分であるとき、情報利用者はある種の情報過多症に陥り、情報へのアクセスや情報の利用そのものに躊躇してしまうであろう。この結果、情報利用者は情報を必要としているが、ウェブ情報の使い勝手の悪さから、必要とする情報を入手する努力を惜しみ、大学法人全体に関する理解ばかりでなく、大学法人に関する分析や評価等を試みることをしなくなるという問題が生じることになる。

このような状況が情報利用者に現実に起こっているかどうかの調査結果があるかどうかは知らない。しかし、かかる状況に問題意識を持つならば、ウェブ・サイトによるディスクロージャーについて次のような認識が生まれよう。その一つは、何であれ大学情報をホームページに掲載すれば大学法人の説明責任が果たせたとしてそれでよしとし、現状を敢えて変えないものであり、もう一つは、何であれ大学情報をホームページに掲載するが、それらの情報をもとに必要な情報を抽出して、大学法人がどこに、どのように進もうとして現在の姿があるのかがわかる理解容易な情報を作成・開示し、それを通じてできる限り多くの情報利用者に理解してもらう(さらに積極的には大学法人のファンになってもらう)というものである。

もしも後者のような認識を持ってホームページ改革に進むのであれば、多様化したホームページ上の情報を一つの体系化された形でまとめるために、以下に提示する「統合報告」を検討することが望ましく、一方で開示または公開される大学情報を階層化したり、リンク付けしたりして整理・体系化等することによって、情報利用者が自らの利用目的に必要な情報を容易に入手できるようにする工夫が必要になろう。この場合には、情報利用者であるステークホルダーがどのような情報を何のために必要としているかの調査・検討等を行うことが必要になるので、IR 活動等を通じてステークホルダーとコミュニケーションを図ることが求められる。

7. 「統合報告」に向けたディスクロージャー・フレームワーク

近年、企業のサステナビリティ報告のガイドラインや国際的に受け入れることが可能な統合報告のフレームワーク案等が公表されるようになって、企業等のディスクロージャー・フレームワーク(以下、「開示フレームワーク」という)の構築に関心が強く寄せられるようになった。これらのうち、ここでは国際統合報告評議会(International Integrated Reporting Council:以下「IIRC」という)が2013年4月に公表した「国際統合報告フレームワークの公開草案」(Consultation Draft of The International Integrated Reporting Framework:以下「公開草案」という)を参考にして、大学法人の開示フレームワークを検討することとする。

IIRCは、財務情報及び非財務情報(環境情報・社会情報・ガバナンス情報等)を統合した形で情報開示を行うための、国際的な開示フレームワークを開発し普及することを目的として2010年8月に設立された。IIRCは次のような設立の背景をもっている。すなわち、

①主に過去情報からなる財務諸表を中心とする開示は投資家の短期的志向を助長し、それが企業経営の短期志向化を招き、また金融危機を契機に企業の情報開示に対する信頼性が低下したこと、②ステークホルダーの様々な情報開示の要求に応えるために、サステナビリティ報告書、CSR報告書、ガバナンス報告書、知的財産報告書等が異なる枠組みのもとで連係なく独立して作成されてきたために、企業の開示負担が高まり、他方でそれらが投資家等によって十分利用されていないこと、及び③企業価値の創造には財務資本以外にも人的資本、知的資本、環境資本等が不可分であるため、それらの要素を考慮して戦略を立案・実行・開示することが企業の持続可能性に大きな影響を与えるようになってきたこと。

このような設立の背景から、IIRCは、ディスクロージャーの見方・考え方(ディスクロージャー観)を次のように変革しようとしている。すなわち、それは、短期的視点のみならず中・長期的視点に立って、財務情報からなる財務諸表と、非財務情報からなるサステナビリティ報告書、CSR報告書、ガバナンス報告書及び知的財産報告書等を有機的に関係づけて統合し、包括的な企業価値の創造の全体像ないし価値創造のストーリーを開示すべきである、というディスクロージャー観である。したがってIIRCは、かかるディスクロージャー観に基づくディスクロージャーを実現するための開示フレームワークの構築を目指している。換言すれば、短・中・長期志向にたつて、企業価値創造の全体像(一定の経営戦略に立った価値創造ストーリー)を示すための、財務情報と非財務情報を統合して開示するための開示フレームワークの構築である。

「公開草案」は、①基礎概念、②基本原則、③内容要素、④作成及び開示方法の4つの内容で構成されている。基礎概念では、統合報告は短・中・長期における価値創造を開示することにあること(「諸資本」、「ビジネスモデル」、「価値創造」が挙げられる)、続いて基本原則では、かかる価値創造の開示において必要となる考え方が明らかにされる(例えば、戦略的焦点と将来志向、情報の結合性、重要性と簡潔性などの6項目が挙げられる)。内容要素では、統合報告に含まれるべき要素が示され、例えば、組織概要と外部環境、ガバナンス、機会とリスク、戦略と資源配分、実績などの7項目が掲げられている。また作成及び開示方法では、基本原則及び内容要素について実践上のガイダンスが提供されている。

ここでは、以上のような「公開草案」で示されている個々の内容の解説を試みるのが目的ではなく、むしろ「公開草案」における開示フレームワークの考え方を検討し、それを参考にして大学法人の開示フレームワークを検討することにある。

企業価値は、財務資本だけでなく知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本等の様々な資本が結びついて一定のビジネスモデルを通じて長期的に創造される。このように企業価値は包括的な価値であり、それを創造するビジネスモデルはアウトカムを焦点にした価値創造モデルとして位置づけられる。かかる企業価値の創造の全体像は、様々な資本の関連性に関する定性的な記述(ナラティブ)情報や、価値創造のコアにあたるビジネスモデルのインプット・アウトプット、さらにアウトカムの外部環境との関係性、また組織の長期的な価値創造能力などを評価することによって把握できるようになる。

企業価値の創造の全体像を開示する場合、企業価値は包括的であるがためにそれを構成するすべての要素を開示することは不可能である。このために、ステークホルダーのニーズ、関心や期待に

適合し(「ステークホルダー対応性」という)、組織の長期的な価値創造能力に重要な影響を与える事象を経営者の視点から(戦略的に)絞り込み(「重要性」という)、それら事象についてビジネスモデルと内部・外部要因との関係性をもたせ(「情報の結合性」という)、時間の経過とともにそれらの事象がいかに関相互作用し変化するかダイナミックな流れを開示することが求められる。これが価値創造ストーリーといわれるものである。かかる企業の価値創造ストーリーは、企業の短・中・長期的な一定の経営戦略に基づいて構成されるはずのものであるから、統合報告は企業の経営戦略報告という性格を持っている。したがって、統合報告に盛り込まれるべき要素として挙げられているガバナンス情報、リスク情報及び戦略・実績情報等は、経営戦略に基づく価値創造ストーリーと関係づけられて開示することが求められる。

このように、短・中・長期的観点にたつて企業価値創造の全体像(一定の経営戦略に立った価値創造ストーリー)を示すために、財務情報と非財務情報を統合して開示するものが「統合報告」(integrated reporting)である。これから明らかなように、財務情報と非財務情報とを1冊の報告書に単純にまとめたものが「統合報告」ではないのである。

IIRCの統合報告における開示フレームワークの骨子は以上のように整理することができるが、かかる開示フレームワークは大学法人のディスクロージャーに対して統合報告を導入する場合にも適用可能であると考えられる。

大学法人の価値(以下、「大学価値」という)^(注6)は、財務資源(資金)のみならず、人的資源や人的資源が生み出す知的資源、卒業生の経済・社会への貢献や大学の事業に対する社会からの参画等の社会的資源などが結びついて、大学法人の事業モデルを通じて長期的に創造される。これからすれば、大学価値創造の全体像を開示することが大学法人のディスクロージャーの課題ということになる。大学法人の大学価値創造に結びつく資源情報として、財務資源が財務情報、人的資源や知的資源が教育研究情報、また事業モデルに係るものが経営情報になっているとすれば、大学法人の一定の経営戦略に基づいて、これら財務情報、教育研究情報及び経営情報を統合して短・中・長期的な大学価値創造のストーリーを開示することが必要となる。大学法人の統合報告は、当該大学法人の経営戦略報告という性格を持ったものでなければならない。

かかる大学価値創造のストーリーを開示するためには、ステークホルダーのニーズ、関心や期待に適合し、かつ長期的な価値創造能力に重要な影響を与える事象を識別して絞り込み、内部・外部要因との関係だけでなく、事業モデルとの関係性をもたせ、時間の経過とともにそれらの事象がいかに関相互作用し変化するかダイナミックな流れを開示することが求められる。この場合、大学法人のガバナンス情報、リスク情報、さらには戦略・実績情報等の統合報告に盛り込むべき情報は、経営戦略に基づく大学価値創造のストーリーに関関係づけて開示する必要がある。

このような統合報告における開示フレームワークに依拠したとき、大学法人の統合報告によるディスクロージャーがどのようなようになるかについて、以下で検討することとする。

(注6) 「大学法人の価値」またはその略称としてしての「大学価値」という語は、「企業価値」と対比して示したものである。企業価値は財務論的には、割引現在価値(DCF法)、類似企業の事業価値(類似企業比較法)、株式時価総額などを用いて主として金額的(財務的)に示される。「統合報告」における企業価値には、このような財務

的なものだけでなく非財務的なものが強調される。これに対して、大学価値は社会に対して貢献・提供することができる教育・研究の能力を表し、この能力は主として非財務的な指標によって示される。例えば、社会に貢献できる人材を生み出す、高水準の教育研究組織や体制を含む大学システムの能力(システム価値ないし教育研究価値等)は、卒業生等の国内外の就職先やポスト等、また教員の学術論文数や掲載誌等によってある程度まで評価可能であろう。大学価値はこのようなシステムそれ自体の価値ばかりでなく、社会とのネットワーク構築の能力や教育研究活動への投資能力など多数の複合的要素が組み合わされて形成されるものである。ここで使用する大学価値という語は、そのような多数の複合的要素が組み合わされて形成される大学の能力を意味している。

8. 大学法人における「統合報告」の必要性とモデル試案

(1) 大学法人における事業報告書と「統合報告」

大学法人のディスクロージャーは、現在、ようやく充実してきたところである。主たる大学情報としては、経営情報及び財務情報(経営・財務情報)、教育情報及び研究情報(教育研究情報)があり、これらの情報の多くは事業報告書に記載されている。私立学校法に基づく学校法人(私立大学)については、2004(平成16)年に私立学校法が改正されて事業報告書の作成が義務づけられた以後、法人の概況、事業の概況及び財務の概況の3区分における記載内容が日本公認会計士協会(「学校法人における事業報告書の記載例について」(2009(平成21)年2月17日)及び日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会(「大学法人の財務・経営情報の公開について(中間報告)」2010(平成22)年7月20日:以下「財務・経営情報の公開について」という)によって提示されている。

「財務・経営情報の公開について」によれば、第1セクションの法人の概要で将来に向けてのビジョンをも記載し、第2セクションの事業の概要の中には、教育研究情報を盛り込み、ガバナンス情報や自己点検・評価情報等の管理情報、さらに教育力向上、国際交流及び社会貢献・連携活動等の特長ある取り組みに関する情報を記載することが求められる。また第3セクションでは、財産目録を含めて計算書類を2年以上の経年比較が可能となるように記載することが求められる。このような記載内容からすれば、事業報告書は財務情報と非財務情報とを1冊にまとめたものといってもよい。

しかし、財務情報と非財務情報をまとめたものがそのまま統合報告になるわけではない。なぜならば、各大学法人が自らの大学価値の特徴をどこに見出し、その特徴ある大学価値を経営戦略的にいかに創造しつつ中・長期的に持続可能性を高めていくかの大学価値創造のストーリーを開示または公開してこそ統合報告になりうると考えられるからである。教育研究活動は本来、中・長期的な展望に立って初めてそのアウトカムが期待できるものであるから、統合報告の考え方は大学法人のディスクロージャーについて、より馴染むものであると考えられる。

統合報告は大学法人の一定の経営戦略の下に短・中・長期的観点から大学価値の全体像を表現しようとするものであるから、それは大学法人の経営戦略報告という性格を持っている。したがって、統合報告はウェブ・サイトにおいて開示・公開されている情報を経営戦略に即して総合化ないし体系化することにもなる。情報利用者は統合報告書(報告書の形をとった統合報告を「統合報告書」という)を読むことによって、大学法人の将来の姿から導かれた現在の姿、あるいは現在の姿を将来の姿を見据えた上でストーリーの形で全体的に理解できることになるから、そのような理解のもとに、必要

とあらば詳細な大学情報にアクセスし理解をさらに深めることができる。すなわち、情報利用者は統合報告書から大学法人の全体像をまず掴み、その上で必要な場合には事業報告書、さらに詳細な財務情報その他の大学情報にアクセスすれば、より体系的に大学法人を理解し分析・評価をすることができるようになる。したがって、大学法人は法令上、作成が義務づけられている事業報告書とは別に、統合報告書の作成を推進すべきである。

(2) 大学法人における統合報告モデル試案

大学法人における統合報告に盛り込まれるべき内容として考えうるものを、以下にモデル試案として述べることによって参考に供することとする。ここでは、統合報告書を以下の5つのセクションに分けて、その内容を試案的に述べることにする。

- ①セクション1：「どのような大学か？」
- ②セクション2：「どこへ大学は向かうのか？」
- ③セクション3：「どのような大学価値が創造されたか？」
- ④セクション4：「どのように大学価値は支えられているか？」
- ⑤セクション5：教育研究情報・財務情報セクション(参考情報)

5つのセクションのうち、セクション1からセクション4までは内容は、以下に示すように密接に関連している。①の「どのような大学か？」は、当大学法人が考える、追求すべき大学価値とはいかなるものであるのかを理解してもらうことを念頭におきつつ、大学法人の現況を語るセクションである。それを受けて、②の「どこへ大学は向かうのか？」は、追求すべき大学価値を創造していくために、教育研究活動及び経営・財務活動を短・中・長期的にどのように進めていくかについて記述するセクションである。大学価値創造に向けた各活動別の重点テーマを掲げ、①との関係づけを意識しつつ記述する必要がある。③の「どのような大学価値が創造されたか？」は、当年度に創造し得た大学価値の成果を記述するセクションである。この成果は中・長期的な大学価値の創造プロセスの一つのプロセスということが理解できるように記述する必要がある。したがって、このセクションは、①と②との連動がイメージできるように記述しなければならない。④の「どのように大学価値は支えられているか？」は、大学価値の創造プロセスが円滑に進行しうるようにするために、大学法人の組織運営等がいかに行われているかと記述するセクションである。創造されていく大学価値の維持・保全の重要性がわかりやすく説明される必要がある。次に、それぞれのセクションの内容を多少詳しく述べることにする。

①セクション1：「どのような大学か？」

このセクションでは、次のようなものを掲載することが考えられる。すなわち、(a)主として学長が記載する部分として、学長メッセージ、大学法人の沿革、学部等の構成・規模等、建学の精神・大学の理念、教育研究の基本方針、1年間の主な活動等が挙げられ、また(b)主として理事長が記載する部分として、理事長メッセージ、経営の基本方針、財務・非財務ハイライト(各種の経営指標等のグラフも含む)等が挙げられる。

セクション1は、学長及び理事長が建学精神、大学の理念、教育研究または経営の基本方針に具現化されるはずの追求すべき大学価値を読み手に理解させることを念頭に入れて、大学の現況のポ

イントを読み手に語りかけることを基調としている。すなわち、このセクションは次に続くセクションに読者を引き込む上で極めて重要であり、学長及び理事長の単なる一般的な挨拶を掲載することを目的にしたものではない。セクション1の構成は特に工夫を要するところである。

このために、例えば大学法人の沿革では、それを単に一表にして示すだけに止めずに、大学の歴史にとって節目になった事柄、すなわち大学価値の創造に関係する経営戦略の転換等をもたらした事柄等を抽出して簡単な説明を付して示すことも考えられる。また建学の精神、大学の理念及び教育研究の基本方針については、ただ単にそれらを羅列するのではなく、それらが追求すべき大学価値とどのように結びついてるかをわかりやすく説明することが必要である。理事長メッセージは学長メッセージと関係させ、大学の持続可能性の観点から経営・財務状況をわかりやすく説明することが必要となる。

②セクション2：「どこへ大学は向かうのか？」

このセクションでは、建学の精神、大学の理念及び教育研究の基本方針、さらに経営の基本方針等の長期的目的(目標)等を、教育研究活動及び経営・財務活動について、短・中・長期的にいかに関係していかを活動別(事業別・教育組織別等)にわかりやすく記述することが考えられる。

セクション2も、学長メッセージや学長へのインタビューによって、大学価値の創造に関係づけて活動別(事業別・教育組織別等)重点テーマを全体的に語りかけることが有効である。それを受けて、各活動別ないしセグメント別に重点テーマを、建学の精神、大学の理念及び教育研究の基本方針、さらに経営の基本方針に関係づけて、わかりやすさを旨として詳しく記述することが必要である。例えば、学部・大学院の教育活動上の重点テーマ、研究所・センター等の研究活動の重点テーマを図表等も織り交ぜながら説明し、それが大学価値の創造にいかに関係しているかを説明することが考えられる。

このセクションは、大学法人の個性が具体的によく表れるところであり、また教育及び研究上の特色ないし強み等を強調することによって大学価値の創造源泉及び創造プロセス等が描き出されるところでもある。このような「各論」的な内容は、学長メッセージまたは学長へのインタビューと整合性がとれていなければならず、また読者がこのセクションを読むことによって短・中・長期的な展望についての具体的なイメージを持つことができるようにならなければならない。

③セクション3：「どのような大学価値が創造されたか？」

このセクションでは、1年間の教育研究活動の成果を大学価値の創造に関係させて記述することが考えられる。このセクションでは、1年間の教育研究活動の成果をただ単に羅列するのではなく、中・長期的な観点に立った大学価値の創造プロセスの一つのプロセスとしてその成果を記述することが求められる。すなわち、大学法人の価値創造ストーリーの一コマを描くという意識が必要である。この場合、当年度のPDCAの状況を組み込むことも考えられる。このセクション3は、セクション2と一緒にして記述することもできるが、その際には記載ボリュームの配分に留意すべきである。

④セクション4：「どのように大学価値は支えられているか？」

このセクションでは、創造されてきた大学価値がどのような組織等によって支えられているかを記述することが考えられる。これについては、内部関係事項と外部関係事項とに分けることができ

る。内部関係事項としては、例えば、教員組織とその構成、職員組織とその構成、各種委員会の位置づけ、人事制度、さらにガバナンス機構とその有効性、役員等の氏名等がある。また、外部関係事項としては、例えば、大学の社会的責任(USR)活動、高大連携活動、寄附活動等がある。内部・外部関係事項にまたがるものとしてはリスク情報がありえるが、これに関連してガバナンス情報をここで扱うことも考えられる。このセクションは多岐にわたるので、工夫の要するところである。これらの事項の記載にあたっては、記載事項が大学価値の保全や維持にどのように関係しているかに留意して記述する必要がある。

⑤セクション5：教育研究情報・財務情報セクション(参考情報)

このセクションは、補足的にして詳細な教育研究情報と財務情報を参考に供するために付加したものである。このセクションでは、学校教育法施行規則において公開が求められた、教育研究上の目的や基本組織をはじめとする9項目にわたる教育研究情報を記載し、また財務情報として計算書類等を記載する。これら以外でも参考情報として読み手にとって有益であろうと考えられるものは掲載すべきである。

9. おわりに

本報告書の第1部に相当する前半部分では、大学法人のディスクロージャーの目的を検討し、それに基づいて大学法人のディスクロージャーの現状と課題を、主として制度論の立場から論じてきた。ディスクロージャーの目的として、エイジェンシー理論に依拠して「情報の非対称性の解消」を挙げる立場と、アカウンタビリティ論に依拠して「説明責任の履行」を挙げる立場がある。それぞれの立場を検討した後に、適用可能性の観点から説明責任の履行を目的とする大学法人のディスクロージャーを取り上げ、それを法的規制の側面(法的ディスクロージャー)と自主的側面(自主的ディスクロージャー)の両面から現状を明らかにし、そこに見られる、以下のような3つの制度上の問題と課題を提示した。すなわち、それは(1)広い意味での「公益法人」の観点からする大学法人間の規制上のギャップ、(2)「学校法人会計基準」に対する法令上のギャップ、及び(3)私立大学における監事監査と会計監査人監査との連携上のギャップである。またウェブ開示における開示スタイルの多様化による問題と課題が提示された。

本報告書の第2部に相当する後半部分では、ウェブ開示における開示スタイルの多様化に対して問題意識を持ちつつ、国際統合報告評議会の「国際統合報告フレームワークの公開草案」(2013年4月)のディスクロージャー・フレームワークの考え方を紹介し、大学法人のディスクロージャーへの「統合報告」導入の必要性を明らかにし、その上で「統合報告」のモデル試案を提示した。ここで提示した、大学法人における統合報告モデル試案は一つの暫定的な素案にすぎない。それぞれの大学法人がその歴史の中で培われてきた大学文化・風土に依拠して、そのアイデンティティを大学価値の中核に据えて大学価値の創造ストーリーが語られることになるから、統合報告のフレームは共通的であっても、統合報告の内容は自ずと個性的なものとなるであろう。

もっとも、教育研究活動が大学法人の主たる事業であるから、特徴ある教育研究活動が大学法人の大学価値を構成するはずである。このため、教育研究活動の諸特徴を探り、それら諸特徴のうちどのような特徴が大学法人の大学価値を高めるかを調査することが必要になる。この場合、大学法

人を取り巻く外部環境要因や内部要因、経営上の戦略性等を考慮に入れつつ、教育研究活動の諸特徴の相互関係性やトレード・オフ関係、ステークホルダーのニーズや期待等との適合性、大学価値向上のための諸特徴の重要性や優先順位付けなどを行い、大学価値を高める教育研究活動の特徴を確定することになる。このような調査は当該大学法人のアイデンティティを探究することに等しく、大学法人の構成員の共通認識を図ることにもなる。

このようにして、大学価値を高める教育研究活動の特徴が確定できれば、その特徴ある教育研究活動を推進することが大学法人の経営戦略となろう。このような特徴ある教育研究活動の推進のためにどれだけの予算が組まれ執行されたか、当該教育研究活動の実績とアウトカム、そして将来の見通しはどうか、その教育研究活動に対するガバナンスやリスク、さらにその教育研究活動に対する戦略や資源配分の検証などが必要になる。このような教育研究活動の開示または公開が統合報告の核心であり、それは中・長期的な観点に立って大学法人の大学価値創造のストーリーを開示または公開することに他ならない。

企業界における「統合報告」は緒に就いたばかりであり(2013年の開示企業数は90社)、それは未だ制度化されているとはいえない。統合報告に関する監査の問題は今後広く検討されるべき課題であろう。企業界における「統合報告」に向けた動きは大学法人においても考慮すべきであり、「統合報告」を視野に入れた大学法人におけるディスクロージャーの体系化を目指すべきであると考え

以 上